

令和2年春の褒章、叙勲、危険業務従事者叙勲が4月29日付けで発令され、次の皆さんが受章されました。

●緑綬褒章（社会奉仕活動功績） 高井 典子さん（76）北条町横尾 現在宅福祉奉仕者
給食サービスを提供。月1回訪問し料理をされています。今年で37年目。「色々な方に指導してもらった。また、同僚がいてくれたおかげで今日まで続けられています。今回受章したことで励みになるし、更に精進していきたいです。」と語られました。



●旭日双光章（地方自治功劳） 櫻井 光男さん（70）倉谷町 元加西市議会議員
平成7年から4期、約16年間、加西市議会議員を務められ、主に道路の整備や教育問題に加えて、選挙ごとに議員定数の削減などに取り組みられました。「大きな勲章であり驚いています。色々な方からお祝いしていただいております。感謝しています。」と語られました。



●瑞宝双光章（消防功劳） 櫻井 臣義さん（66）倉谷町 元姫路市消防監
昭和52年から38年間勤務。「採用担当時に広報活動に力を入れ、消防の過酷なイメージを変えて女性職員を積極的に採用したことが思い出に残っています。今回の受章は、家族、同僚に助けられて今がある。本当にありがとうございます。」と語られました。



●瑞宝単光章（消防功劳） 爲廣 高志さん（66）上芥田町 元北はりま消防組合消防司令長
昭和47年から40年間勤務され、救急、消防とすべての業務に従事されました。「大変だったことは、民家火災現場で、丸2日間帰れず消火活動したことです。辛いこともあったが、家族、同僚のお陰で無事勤め上げることができた。感謝しています。」と語られました。



自衛隊活動への功績をたたえて

川嶋昌一さんは、昭和46年から40年間勤務され、青野原駐屯地に駐屯する第8高射特科群では、主に組み立て整備に従事されました。その功績により、危険業務従事者叙勲（瑞宝双光章 防衛功劳）を受章されました。

大塚製薬と健康増進に関する包括連携協定

問合せ先／健康課 ☎42-8723
fax42-7521 kenko@city.kasai.lg.jp

加西市と大塚製薬株式会社（藤原康宏 大阪支店長）は、「健康増進に関する包括協定」を4月24日付けで締結しました。

加西市では、月1回イオンモール加西北条で「健康相談」を実施しています。また、大塚製薬(株)はイオンモールウォーキングの協賛企業であり、市が実施している健康相談で、同社は睡眠や血糖値などについて参加者にアドバイスするなど協力しています。

このように、両者が連携して事業を実施し、包括連携協定を締結したことにより、更なる健康増進事業の推進を図っていきます。



藤原大阪支店長（左）と西村市長（右）

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直します。

●保険料率

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和2・3年度	51,371円	10.49%	64万円
平成30・令和元年度	48,855円	10.17%	62万円

●計算方法

年間の保険料は被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。

$$\begin{array}{c} \text{①均等割額} \\ 51,371円 \end{array} + \begin{array}{c} \text{②所得割額} \\ (\text{総所得金額等(注)} - 33万円) \times \text{所得割率}10.49\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{①+②} \\ \text{保険料(年額)} \\ \text{(上限64万円)} \end{array}$$

(注) 総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。
ただし、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。

●保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

●所得の低い方の軽減(令和2年度)

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の令和元年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が、次の基準額以下の世帯		軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額 (33万円)	世帯内の被保険者全員の所得(公的年金等控除額を80万円として計算する)が0円	7割(15,411円)
	上記以外	7.75割(注1)(11,558円)
基礎控除額(33万円) + 28.5万円(注2) × 被保険者数		5割(25,685円)
基礎控除額(33万円) + 52万円(注3) × 被保険者数		2割(41,096円)

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減となります。

(注2) 令和元年度の28万円から拡充されました。

(注3) 令和元年度の51万円から拡充されました。

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

●被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかかりません。また、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、年額25,685円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

●問合先 兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021